11/30 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 11月30日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	咽頭結膜熱警報の発令について	(速報値)					
記者レクチャー	(実施日時)	発表者					
のお知らせ		発表場所					
概要	 ○ 北海道では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症発生動向調査を実施しています。 ○ 令和5年(2023年)第47週(令和5年11月20日~11月26日)において、室蘭保健所管内の定点あたりの咽頭結膜熱患者数が、警報基準である3人以上となったことから、まん延予防のため警報を発令します。 						
参考	資料 咽頭結膜熱警報の発令について						
報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い	住民に対し、手洗いやうがいの励行、患者との密接な接触は避け、タオルなどは別に使うなど、感染予防の呼びかけをお願いします。 この発表についてのお問い合わせは、本日17時30分までにお願いします。						
他 の ク ラ ブ と の 関 係	同時配付 (場所) 道政記者ク同時レク	ラブ					
担当(連絡先)	北海道胆振振興局保健環境部保健行 健康推進課長 成澤 弘美 (TEL:0143-24-95						

咽頭結膜熱警報の発令について

令和5年11月30日(木)15時00分

北海道室蘭保健所

電 話:0143-24-9528

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第47週(令和5年11月20日~令和5年11月26日)において、管内の定点医療機関あたりの咽頭結膜熱患者報告数が、警報基準以上となりましたので、咽頭結膜熱警報を発令します。

今後、室蘭保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 咽頭結膜熱の感染予防

患者との密接な接触は避け、タオルなどは別に使いましょう。また、流水とせっけんによる手洗い、うがいを行いましょう。

プールでは、水泳前後にシャワーを浴びて、よく体を洗うとともに、うがいをしましょう。

2 咽頭結膜熱とは

アデノウイルスの感染により、発熱 (38~39度)、のどの痛み、結膜炎 (結膜充血、眼痛、目やになど)のほか、食欲不振、全身倦怠感、頭痛などの症状がみられる小児に多い病気です。

通常、6月頃から徐々に流行しはじめ、7~8月にピークとなります。

プールでの接触やタオルの共用により感染することもあるので、プール熱と呼ばれることもあります。 治療は対症療法のみで、発熱、のどや目の痛みなどつらい症状をやわらげる治療が中心です。吐き気、 頭痛の強いとき、せきが激しいときは早めに医療機関に相談してください。

3 その他

(1)最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数 ※() 内の表示は、「患者/定点」単位:人

	第 43 週	第 44 週	第 45 週	第 46 週	第 47 週
	$(10/23\sim 10/29)$	(10/30~11/5)	$(11/6 \sim 11/12)$	$(11/13\sim11/19)$	(11/20~11/26)
室蘭保健所	- (-)	1 (0.20)	3 (0.60)	6 (1. 20)	15 (3.00) 🔆
全 道	441 (3. 15)	563 (4.02)	802 (5.73)	963 (6.88)	1,118 (7.99) 🔆
全国	7,656 (2.43)	7, 709 (2.47)	10, 199 (3. 24)	10, 368 (3. 30)	集計中

※第47週の患者報告数は速報値。

全道の咽頭結膜熱の流行情報は、北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

(URL: http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html)

(2) 咽頭結膜熱警報とは

【発令基準】警報:1定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で3人以上となった場合 ※警報発令後は1定点医療機関当たりの受診患者数が1人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の定点医療機関を受診した咽頭結膜熱患者数が、警報の発令基準値に達した場合に発令します。

警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。